

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
女性活躍推進員業務	R4.4.1	松江商工会議所 松江市母衣町55-4	4,270,200	第167条の2第1項第2号	当該業務の実施に必要なノウハウ・人材・ネットワークを有し、適切に業務を実施できる唯一の団体である	土木総務課	
女性活躍推進員業務	R4.4.1	島根県商工会連合会 松江市母衣町55-4	3,215,300	第167条の2第1項第2号	当該業務の実施に必要なノウハウ・人材・ネットワークを有し、適切に業務を実施できる唯一の団体である	土木総務課	
電子入札コアシステムのプログラム・プロダクトに対するサポートサービス	R4.4.1	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂五丁目2-20	3,630,000	第167条の2第1項第2号	電子入札コアシステムの唯一の販売元かつ保守機関であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため	土木総務課	
JCIS及びコリンズ・テクリス検索システムの利用	R4.4.1	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂五丁目2-20	3,832,202	第167条の2第1項第2号	JCIS及びコリンズ・テクリス検索システムを提供しているのは当該財団しかない。また、当該システムは国及び地方公共団体でも利用されており、島根県においても工事等発注時において登録を受注者に義務づけているほか、業者選定等にあたり閲覧の必要があるため	土木総務課	
島根県建設工事事務管理システムSEサポート(委託成績評定分)業務	R4.4.1	株式会社日立システムズ中国支社 広島県広島市中区上幟町3-33	1,650,000	第167条の2第1項第2号	事務管理システムの開発・運用業務を行った実績を持つ(株)日立システムズしか実施できなかったため。	土木総務課	
西郷港・別府港・来居港エレベーター保守管理業務委託	R4.4.1	広島県広島市中区中町7番22号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社	3,405,600	第167条の2第1項第2号	西郷港上屋、別府港上屋、来居港上屋に設置のエレベータ3基とも三菱電機が設置したものであるが、本業務では、各エレベーターの24時間の遠隔監視と故障時の自動通話(閉じ込め時等の直接通話)を行う必要があり、対象エレベーターの情報センターを有する業者が、エレベーター設置業者の三菱電機ビルソリューションズ株式会社となるため随意契約とした。	隠岐支庁県土整備局	
来居港旅客上屋管理委託業務	R4.4.1	島根県隠岐郡知夫村郡1065知夫村	4,272,400	第167条の2第1項第2号	知夫村内に清掃を委託できる業者がおらず島外の業者と契約を行うとフェリーの運航状況により業務が行えないことも想定される。よって業務の確実な履行が可能である相手方と随意契約とした。	隠岐支庁県土整備局	

隠岐空港除草作業業務委託	R4.4.26	島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町	8,558,000	第167条の2第1項第2号	「隠岐空港除草業務に関する協定書(平成19年4月12日締結)に基づき隠岐の島町と随意契約とした。	隠岐支庁県土整備局	
隠岐空港PBB保守点検業務	R4.4.1	広島県広島市安佐南区長楽寺2-12-1(広島高速交通株式会社 機器棟3F内) 三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社	2,640,000	第167条の2第1項第2号	隠岐空港PBBは、航空機へ接続を行い乗客の通路となる機器であり、制御・データソフトウェアシステムも含まれている隠岐空港に調整を施された特殊な機器であることから、システムを設計した「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社」でなければ、点検及び修理することができないため随意契約とした。	隠岐支庁県土整備局	
銚子ダム最終処分場浸出液処理設備管理業務	R4.4.14	島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319-2 有限会社オキカン	1,672,000	第167条の2第1項第2号	法に基づく技術者が配置され、かつ町内に営業所があり緊急時の対応ができる業者が他にいないため	隠岐支庁県土整備局	
銚子ダム取水放流設備保守点検業務	R4.4.15	岡山県玉野市玉3丁目1番1号 三井造船特機エンジニアリング株式会社	2,827,000	第167条の2第1項第2号	当業務は銚子ダムの取水放流設備の保守点検を洪水期までに実施するもので、当該設備の設置業者で設備を熟知し、特殊な技術を有しており早急に対応が可能である三菱造船エンジニアリング株式会社が遂行できる唯一の業者のため随意契約とした。	隠岐支庁県土整備局	
業務用自動車の借上げ ライトバン 1台	R4.4.1	松江市東津田町石台1802-2 株式会社レンタルのニッケン 松江営業所 所長	905,300	令第167条の2第1項第2号	他に提供可能な業者が見つからなかったため	雲南県土整備事務所	
令和4年度 令和3年災第1553号外2 災害復旧工事 工事監理等業務委託	R4.4.8	公益財団法人 島根県建設技術センター理事長 松江市古志原四丁目1-1	2,198,900	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	浜田県土整備事務所	
令和4年度 令和3年災第1558号外2 災害復旧工事 工事監理等業務委託	R4.4.8	公益財団法人 島根県建設技術センター理事長 松江市古志原四丁目1-1	1,874,400	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	浜田県土整備事務所	
令和4年度 令和3年災第1560号外3 災害復旧工事 工事監理等業務委託	R4.4.8	公益財団法人 島根県建設技術センター理事長 松江市古志原四丁目1-1	2,329,800	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	浜田県土整備事務所	

令和4年度 令和3年災 第1575号外1川 河川災 害復旧工事 工事監理等 業務委託	R4.4.18	公益財団法人 島根県建設技術センター理事 長 松江市古志原四丁目1-1	3,314,300	第167条の2第1項第2 号	(公財)島根県建設技術センターは県や市 町村の公共事業について豊富な実績を有し ており県の監督職員と同様の施工管理業務 を行うことができる唯一の機関であるため	浜田県土整備事務所	
令和4年度 CADソフトウエ ア保守業務委託	R4.4.1	川田テクノシステム(株) 東京都千代田区神田須田町 1-25	2,431,000	167条の2第1項第2号	当該システムの開発者でしか保守業務に対 応できないため。	技術管理課	
浜田港 福井地区 荷役 機械保守点検業務委託	R4.4.1	(株)三井E&Sマシナリー 東京都中央区築地5-6-4	25,080,000	第167条の2第1項第2 号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能 な者がいないため	港湾空港課	
松江木次線 東忌部工区 総合交付金(改築)第15期 工事 施工監理等業務(繰 越)	R4.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター理事 長 松江市古志原四丁目1-1	2,538,800	第167条の2第1項第2 号	(公財)島根県建設技術センターは県や市 町村の公共事業について豊富な実績を有し ており県の監督職員と同様の施工管理業務 を行うことができる唯一の機関であるため	土木総務課	
玉湯吾妻山線 久野川大 橋 防災安全交付金(橋梁 耐震)その2工事 施工監 理等業務(繰越)	R4.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター理事 長 松江市古志原四丁目1-1	11,337,700	第167条の2第1項 第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市 町村の公共事業について豊富な実績を有し ており県の監督職員と同様の施工管理業務 を行うことができる唯一の機関であるため	土木総務課	
多伎江南出雲線 古志大 橋 道路メンテナンス補助 (橋梁修繕)工事 施工監 理等業務	R4.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター理事 長 松江市古志原四丁目1-1	6,118,200	第167条の2第1項 第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市 町村の公共事業について豊富な実績を有し ており県の監督職員と同様の施工管理業務 を行うことができる唯一の機関であるため	土木総務課	
島根県土木部職員研修業 務委託	R4.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター理事 長 松江市古志原四丁目1-1	12,325,500	第167条の2第1項第2 号	(公財)島根県建設技術センターはその設 立目的及び事業内容に合致しており、当法 人以外では適切に業務を実施できる法人が ないため	土木総務課	
道路交通情報提供業務委 託	R4.4.1	公益財団法人 日本道路交 通情報センター 東京都千代田区飯田橋一丁 目5番10号	14,825,800	第167条の2第1項第2 号	契約の目的物が特定の者でなければ納入 できないものであるとき	道路維持課	

令和4年度島根県道路パ トロールシステム保守管理 業務	R4.4.1	株式会社大隆設計 出雲市江田町40番地5	2,982,100	第167条の2第1項第2 号	本システムの設計、開発業者であり、システ ムの特性を十分に理解し、障害等の発生時 に、迅速な対応が可能な業者であるため。	道路維持課	
-----------------------------------	--------	-------------------------	-----------	-------------------	--	-------	--

(注1) 長期継続契約である場合には、契約金額欄には契約総額を記載するとともに、備考欄に長期継続契約である旨及び期間(○か年)を記載すること。

(注2) 単価契約である場合には、契約金額欄には契約単価(消費税等込み)を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び予定調達総額を記載すること。